

安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2019.4月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル7階
お問い合わせ/TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132
ホームページ/https://legalplus.jp/

消費増税と広告法務

みなさんこんにちは。新しい元号が発表されましたね。「令和」はどのような時代になるでしょうか。さて、そんな今回のコラムは、一消費者としては憂鬱な消費増税に関してのものです。

消費税の性質についてはご存じの方が多くと思いますが、消費税を納めているのは事業者であるものの、実際に負担をしているのは消費者です。消費者が支払った(事業者からすれば預かった)消費税を、事業者が納付します。

そのため、消費者に対し、消費税を負担していない・負担が軽減されているという誤認を与えることのないよう、「消費税転嫁対策特別措置法第8条」は、

- ①消費税を転嫁していない旨の表示
- ②消費税に相当する額の全部または一部を減額する表示で消費税との関連を明示しているもの
- ③消費税に関連して経済上の利益(物品・金銭・金券・催物への招待や優待等)を提供する旨の表示

を禁じています。

これに関し、国が昨年11月28日に発表した「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」では、禁止される宣伝・広告の具体例として「消費税はいた

だいていません」「消費税還元セール」が挙げられています。なお、「消費税は当店が負担しています」「消費税据え置き」という表示も認められません。

他方、消費税との関連を明示していなければ良いので、「10月1日以降〇%値下げ」「10月1日以降〇%ポイント還元」といった表示はガイドラインにおいても問題ないものとされています。【消費税と直接関連する宣伝・広告】が禁止されているため、「消費税」という言葉が入っていたらダメ、入っていなければOKということです。

上記の例で、「2%還元!」と書いてある場合、「それって要は消費税分値引きするってことなのに許されるの?」という疑問は、多くの方が持たれると思います。しかし、値引きを含め、価格をどう設定するか、そして宣伝・広告をすることは本来各事業者の自由に委ねられているものですから、「消費税」との関連が明示されていない限り、基本的には認められるものということになります。

法律からは離れますが、過去の消費税増税時には、増税前の駆け込み需要、反動による増税後の消費の冷え込みがありました。上記ガイドラインによれば、これは日本において税率が上がる際、一律一斉に価格が引き上げられるという認識が定着しているからであり、消費税に相当する付加価値税の税率引上げの経験が豊富なヨーロッパにおいては、事業者が自由に判断して

一律一斉に価格が引き上げられるということがないため、同様のことは起こらない、とされています。日本も消費税の導入、増税の経験を何度か踏んできていますが、やはり今回も10月1日を境に一律一斉の値上げとなるのでしょうか。観察してみても面白いかもしれません。



【成田法律事務所】
所属弁護士
宮崎 寛之
(みやざき ひろゆき)

プロフィール

2006年中央大学法学部法律学科卒業、2008年中央大学法科大学院修了後、弁護士登録(千葉県弁護士会)。日弁連裁判官制度改革・地域司法計画推進本部委員。平成29年度千葉県弁護士会常議員。
主に、交通事故、労災事故、相続、離婚、中小企業法務(労務問題)を中心に活動を行うと共に、千葉県経営者協会労務法制委員会等の講演の講師も務める。
趣味は音楽鑑賞、ゴルフ。

顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる、人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】

介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

社労士向け勉強会のご案内

「問題社員と会社の対策」勉強会

【主な内容】

日本では解雇が厳しく制限されており、「業務指示に従わない」「職場の秩序を乱す」「欠勤や遅刻が多い」といった問題社員は、多くの経営者や労務担当者を悩ませています。問題社員への対応を誤ると、職場の秩序、社内士気が悪化し、離職者の増加など重大な影響が出てしまいます。今回の勉強会では実際の事案をもとに、問題社員への具体的な対策について、社労士の先生方が日々の業務で活用できるノウハウについて情報交換を行います。ぜひお気軽にご参加ください。

テーマ

- ①問題社員の種類や実際にあったトラブル事案
- ②法的な対処方法
- ③参加された先生との情報交換

【講師】 弁護士法人リーガルプラス: 谷 靖介 弁護士

開催概要

- 【日時】 5月28日(火) 14:30~16:00
- 【場所】 千葉商工会議所 小会議室
- 【住所】 千葉市中央区中央2-5-1
千葉中央ツインビル2号館

参加
無料

ご参加のお申込み
お問い合わせ先

TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132

受付時間: 平日9:30~17:00/担当: 若本 (いわもと) ※4/22~4/24は事務所移転対応のため、電話やFAXをお受けできない場合があります。

ご希望に沿ったテーマでのセミナーや勉強会への講師派遣も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

■ 実事例にみる、交通事故事件における弁護士の役割

Aさんが信号のある交差点を青信号で直進していたところ、赤信号無視の相手方車両に右方から衝突されました。Aさんは、衝突により、頸椎捻挫・腰椎捻挫等の傷害を負い、後遺障害等級併合14級が認定され、その後、保険会社から示談の提案がありました。

Q 後遺障害が残った場合、どのように賠償額への影響がありますか。

後遺障害が残った場合、後遺障害が残らなかった場合と比べて、主に後遺障害慰謝料と後遺障害逸失利益が加算されます。

後遺障害が残ったことに対する慰謝料である後遺障害慰謝料は、例えば、後遺障害等級14級（後遺障害等級は1級から14級まで定められており、14級が認定されなければ、後遺障害等級非該当となります）が認定された場合、裁判上の基準で110万円となります。

また、傷病の症状の固定（それ以上治療を続けても、改善しない状態に達したこと）後に、労働能力を喪失させる障害が残る場合、それにより見込まれる収入の減少が後遺障害逸失利益です。

後遺障害逸失利益は、後遺障害の程度に応じて、労働能力を喪失する割合（労働能力率）及び労働能力を喪失する期間（労働能力喪失期間）を考慮して、算定されます。保険会社は、後遺障害が残っても、労働能力を喪失していない、収入の減少が生じていないとして、後遺障害逸失利益を争うことがよくあります。

Aさんの場合、当初、保険会社は労働能力喪失期間を2年として、後遺障害逸失利益を算定してきましたが、Aさんの治療状況、残存している症状等を検討した上、労働能力喪失期間を5年とする主張をし、最終的に相手方保険会社がこれを認めました。

Q 弁護士へ依頼したら、保険会社の賠償提案額から必ず増額してもらえますか。

弁護士へ依頼したら、保険会社の賠償提案額から絶対に増額できるという保証ではありません。しかし、弁護士がついていない

段階では、被害者の方は、何がどこまで損害賠償の対象になるのかという点について分からない事が多いため、保険会社が自社独自の基準に沿って、法的に認められる金額より著しく低額な提案をすることがよくあります。

そして、弁護士はそのような低額な提案に応じることはせず、法的に損害賠償の対象となる範囲や仮に裁判した場合に認められる金額を認識したうえで、最大限の金額を保険会社に請求し、交渉していきます。

したがって、結果的には、弁護士へ依頼された方が、賠償金額が増額するというケースが多いです。

Aさんの場合でも、弁護士が活動した結果、最終的に、保険会社の当初提案額から約160万円の増額をすることができました。

保険会社からの示談提案がされたら、示談書にサインする前に、まずは弁護士へご相談されることをお勧めいたします。



【かしま法律事務所】
所属弁護士：村田 羊成（むらた よしなり）

プロフィール

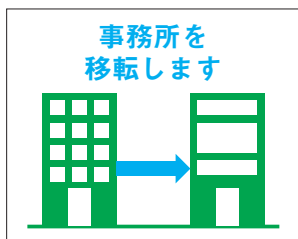
中央大学法学部卒業、中央大学法科大学院修了後、弁護士登録（茨城県弁護士会）。現在はかしま法律事務所に所属し、主に、交通事故、労災事故、相続、離婚、中小企業法務（労務問題）を中心に活動を行い、企業から個人の相談者まで、様々な悩みや問題の解決に向けて奔走している。

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで、各地域で対応しています。交通事故に関する相談件数は、千葉県を中心に年間500件超*の実績がございます。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

*平成29年7月1日～平成30年6月30日

■ 事務所移転のご連絡

本年5月より、リーガルプラス東京法律事務所、及び、千葉法律事務所は下記住所に移転となります。引き続き、どうぞ、よろしくお願いたします。



【新住所】

《東京法律事務所》

東京都中央区日本橋3-1-4 さくらビル2階

《千葉法律事務所》

千葉県千葉市中央区富士見1-15-8 RC千葉ビル9階

■ 編集後記

東日本大震災による原発事故での前線基地として利用された福島県楢葉町、広野町のサッカー施設「Jヴィレッジ」が、4月20日にいよいよ全面再開となります。東京五輪ではサッカー日本代表の事前合宿地として予定される他、2020年3月から始まる聖火リレーの出発地となることも先日発表されました。



1997年に日本初のサッカーのナショナルトレーニングセンターとして開設されたJヴィレッジの全面再開は、震災から8年が過ぎた今なお爪痕を残す被災地にとって、復興の新たな一歩となり、また地域振興や交流人口拡大への期待がされます。

法律トラブルや経営上の悩み。お気軽にご相談を。



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

[東京弁護士会所属]

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30~18:00）

【東京法律事務所】
TEL:03-4455-9129

【市川法律事務所】
TEL:047-712-5100

【津田沼法律事務所】
TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】
TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】
TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】
TEL:0299-85-3350